

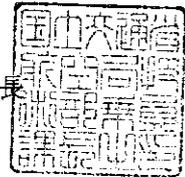


国空乗第59号

平成20年5月16日

(社) 日本航空機操縦士協会長 殿

航空局技術部乗員課長



「操縦士実地試験実施基準」の一部改正について

「操縦士実地試験実施基準」(国空乗117号・平成17年6月20日付)を別添
のとおり改正する。

附則

施行日 この通達は平成20年7月1日から適用する。

空乗第2038号
平成10年3月20日
一部改正国空乗第1号
平成16年4月19日
一部改正国空乗第117号
平成17年6月20日
一部改正国空乗第59号
平成20年5月16日

操縦士実地試験実施基準

国土交通省航空局技術部乗員課

第1章 総則

- 1-1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空法第29条第1項（航空法第29条の2又は航空法第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき実地試験を行う場合は、この基準によるものとする。
但し、この基準により難い止むを得ない事由のため、航空局技術部乗員課長の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 1-2 実地試験は、技能証明、技能証明の限定の変更（以下「限定変更」という。）、計器飛行証明又は操縦教育証明ごとに行う。
- 1-3 実地試験に先立ち、受験者に次の各号の提示を求めそれぞれについて有効性等を確認するものとする。
 - 1-3-1 操縦練習生にあつては航空機操縦練習許可書、航空従事者にあつては技能証明及び航空身体検査証明書
 - 1-3-2 航空機乗組員飛行日誌
 - 1-3-3 無線従事者免許証
- 1-4 実地試験は口述試験及び実技試験とし、原則として口述試験を先に行うものとする。但し、気象予報、飛行場の運用時間等を勘察し、試験官が必要と認められた場合、又は実技試験の後に追加して行う必要がある場合はこの限りではない。
- 1-5 実地試験の実施にあつては、当該受験資格以上の資格を保有する者（但し、初めて技能証明を取得しようとするときは操縦教員）が、あらかじめ受験者に教育訓練を行い、受験者の技能が所定の水準に達していると証明していることを確認するものとする。
 - 1-5-1 実地試験には、受験者の技能の証明を行った者を立ち合わせるものとする。
 - 1-5-2 受験者の所属する会社等が技量管理のために実地試験に立ち会うことを希望する場合には、当該会社等の技量管理にかかわる職務にある者で試験官の了承を得た者を立ち合わせるができる。
- 1-6 実地試験に必要なないビデオレコーダー等の機器の試験会場への持ち込みは禁止する。
- 1-7 実地試験を実施するために必要な会場、機材、資料については、受験者が準備し、これを確認するものとする。また関連機関との調整等についても受験者が行う。
- 1-8 受験者が次の各号の1に該当するときは実地試験を中止するものとする。
 - 1-8-1 受験者またはそれに関連する者が試験官の指示に従わないとき。
 - 1-8-2 「1-3」、「1-5」又は「1-7」について確認できない場合。
 - 1-8-3 「1-6」に違反した場合。

第2章 口述試験

- 2-1 口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、操縦士実地試験実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。
- 2-2 口述試験において受験者が次の各号の1に該当するときは、実地試験を中

止するものとする。

- 2-2-1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
- 2-2-2 他の者から助言を受けたとき。
- 2-2-3 その他、不正な行為を行ったとき。

第3章 実技試験

- 3-1 実技試験において行うべき科目の実施（判定）要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。但し、技能証明に係る試験であって、下級の技能証明を有しない者に対する試験は、受験しようとする資格に係る技能証明の試験において行うべき実技試験の科目に加えて、当該資格より下級の資格に係る科目についても行うものとする。
- 3-2 実技試験に使用する航空機の要件は、次のとおりとする。
 - 3-2-1 現に有効な耐空証明を有すること。
 - 3-2-2 試験官が同乗して試験を行うことができるものであること。但し、単座機を使用する必要があると認められる場合は、この限りでない。
 - 3-2-3 試験科目に対応できる装置等を有すること。
 - 3-2-4 航空交通管制機関と連絡できる無線電話機を有すること。但し、上級滑空機の場合を除く。
 - 3-2-5 動力及び操縦装置は、受験者及び試験官が容易に操作できるものであること。
 - 3-2-6 模擬計器飛行を行う場合は、完全な複式操縦装置を有すること。
- 3-3 単座機による実技試験は、他の航空機による随伴又は地上からの観察により行うものとする。
- 3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、他の科目と組み合わせて行うことができる。
- 3-5 実技試験の全部又は一部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行うことができる。使用できる模擬飛行装置又は飛行訓練装置及び実地試験の実施要領は細則に定めるところによる。
- 3-6 再操作は原則として認めない。但し、気流のじょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するもののため、合否の判定が不明確な場合はこの限りではない。
- 3-7 実技試験において、受験者が次の各号の1に該当する場合は実地試験を中止するものとする。
 - 3-7-1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
 - 3-7-2 航空法等に違反する行為があったとき。
 - 3-7-3 危険な操作を行ったとき。
 - 3-7-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。ただし、操縦に二人を要する航空機で運航方針に基づいた助言又は補助を受けたときを除く。
 - 3-7-5 その他、不正な行為を行ったとき。

第4章 成績の判定

- 4-1 実地試験において、受験者が実地試験を辞退した場合、又は「1-8」「2-2」もしくは「3-7」に該当するときは不合格と判定する。
- 4-2 実技試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。ただし、「3-7-4」に言う「運航方針に基づいた助言又は補助」であっても、受験者の操作又は判断が他の者の助言又は補助に負うところが大きい場合には不合格と判定する。
- 4-3 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状況を考慮しその後の修正又は対応が適切であり、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。

(注) 「4-3」に言う「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準に達しない部分が連鎖したり頻発したりせず、且つ、総合能力の判定基準を満足している場合をいう。

第5章 その他

実技試験の実施に関する事務処理は「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

本通達は、平成20年7月1日から施行する。